消費税研修

令和８年度改正と税理士賠償事故事例に学ぶ実務上の留意点

目次

はじめに1
Ⅰ　最近の改正項目3
Ⅱ　仕入税額控除の要件7
Ⅲ　適格請求書等保存方式の経過措置10
Ⅳ　輸出物品販売場免税19
Ⅴ　税理士賠償保険事故事例21
おわりに30



日　　時：令和８年９月10日（木）13時30分～16時30分
場　　所：あさひホール
講　　師：税理士・名城大学非常勤講師　加　藤　久　也

はじめに

令和８年度改正の内容及びそれ以前に改正された内容で近々に適用が開始される項目についての確認並びに税理士賠償保険事故事例について解説します。

適格請求書等保存方式（以下「インボイス方式」という。）が導入されてもうすぐ３年を経過しようとしています。導入時から適用開始となった経過措置について、今年度見直しされ、２割特例は個人事業者のみ適用の３割特例となり、８割控除は５割控除とはならず７割控除→５割控除→３割控除と段階的に控除割合が下がっていくことに変更されました。ほかの経過措置と併せてこれらについてみていきます。

また、インボイス方式に関する経過措置以外にも、改正項目があります。見過ごされがちなものについても確認していきます。

さらに、税理士賠償保険の事故件数は、消費税法の事故がトップです。事故事例から実務上の留意点について考えます。

図表 1　本資料における略語一覧

略号	法令等名・資料名・正式名称
国通	国税通則法
消法	消費税法
消令	消費税法施行令
消規	消費税法施行規則
消基通	消費税法基本通達
平成 28 年改正法	所得税等の一部を改正する法律（平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号）
インボイス Q&A	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（平成 30 年 6 月（令和 8 年 5 月改訂）、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）
インボイス	適格請求書

Ⅰ　最近の改正項目

１．インボイス制度に係る経過措置の見直し（後述）

（１）　小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の改正（3 割特例）

（２）　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正（7・5・3 割控除）

図表 2　インボイス制度に係る経過措置

特例規定		適用期間
２割特例		令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間
３割特例（個人事業者のみ）		令和 9 年分・令和 10 年分
仕入税額控除の特例	80%控除	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日
	70%控除	令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの日
	50%控除	令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの日
	30%控除	令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの日
少額特例（インボイス不要特例）		令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日
課税選択届出書提出不要の特例		令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間

２．現金取引等における輸出物品等における輸出免税要件の見直し（令和８年10月１日以後）

事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法（例えば、銀行振込や荷為替手形による決済などは、支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものには該当しません。）で受領するものについては、現行の輸出免税の適用要件となっている輸出許可書等の保存に加えて、輸出の仕向国における輸入許可書に相当する書類（その電磁的記録を含みます。）を保存しなければならないこととされました。

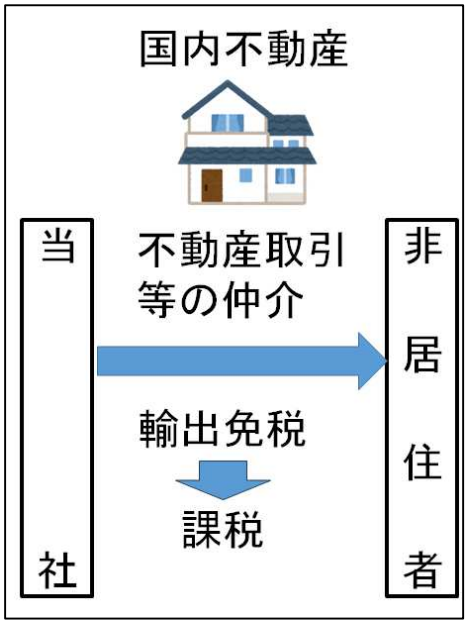
財務省のウエブページでは、以下のように説明されています。

「輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについて輸出免税の適用を受けるためには、一定の書類を整理し保存する必要がありますが、近年、この輸出免税の制度を悪用し、不正に還付を受けようとする事案が散見されています。こうした事案においては、例えば輸出取引を現金又は正規の金融機関以外での決済手段（いわゆる地下銀行や取引所を介さない暗号資産による決済等）により決済した場合には、輸出証明書などの書類の保存が形式的にされていたとしても、取引の相手方や取引価額などの取引実態を事後的に確認又は検証することができず、申告の適正性を課税当局において確認することが困難なケースが生じていました。このような状況を踏まえ、今般、課税の適正化の観点から、事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けに係る対価を、現金により、又はその相手方が支払った事実が明らかでない方法により受領する場合（以下「現金等により受領する場合」といいます。）において、輸出免税の適用を受けるときは、上記⑴①から③までに掲げる書類に加えて、その資産の仕向国における輸入許可書に相当する書類として国税庁長官が指定する書類(以下「指定書類」といい、電磁的記録を含みます。）を保存しなければならないこととされました（消規 5①一・二)。　具体的には、「資産の譲渡又は貸付けに係る対価を現金により受領する場合」とは、資産の譲渡又は貸付けの相手方から直接又は代理人等を介して対価を銀行券、政府紙幣又は硬貨により受領すること（金融機関を介して振込により対価を受領することは含まれません。）をいい、また、「その対価をその相手方が支払った事実が明らかでない方法により受領する場合」とは、例えば、資産の譲渡又は貸付けの相手方以外の者（保証人、連帯債務者その他の当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価につき支払義務を負うことが明らかな者を除きます。）から金融機関を介して対価を受領する場合などのことをいい、資産の譲渡又は貸付けの相手方から対価を受領していることが金融機関等の記録により明らかとなっている場合は含まれません（消基通 72－24)。」（出典：財務省ウエブページ「令和８年度税制改正の解説」854～855 頁［最終確認日 2026 年 8 月 23 日］。）

3. 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し（令和 8 年 10 月 1 日以後）

事業者が非居住者から依頼を受けて、当該非居住者の国内に所有する不動産を売却した際に受け取る仲介手数料等については、輸出免税の対象とされていましたが、非居住者に対して行う国内に所在する不動産の売買、交換又は賃借の代理又は媒介といった役務の提供については、その役務の提供等を受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象（輸出免税の対象外）とされました。

図表 3　不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

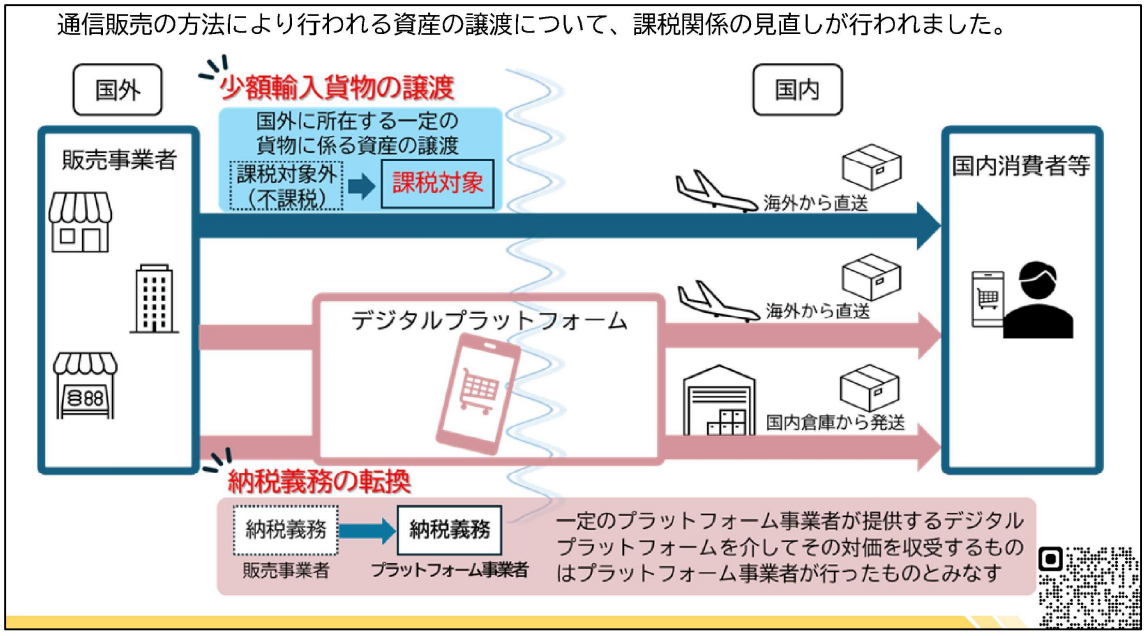


4. 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し（令和 10 年 4 月 1 日以後）

（１）　少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

（２）　デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し

図表 4　国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し



（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「消費税法改正のお知らせ」令和８年４月［最終確認日：2026 年８月 17 日］。

5. 暗号資産等に関する課税関係の見直し（施行日未定）

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

図表 5　暗号資産等に関する課税関係の見直し

暗号資産の譲渡及び貸付け並びに電子決済手段の貸付けについて、以下のとおり課税関係の見直しが行われます。

改正内容	改正前	改正後
暗号資産及び 電子決済手段の貸付け	課税	**非課税**
暗号資産の譲渡に係る 課税売上割合の計算	算入しない	**譲渡の対価の額の ５％を算入**

（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「消費税法改正のお知らせ」令和８年４月［最終確認日：2026 年８月 17 日］。

Ⅱ　仕入税額控除の要件

１．仕入税額控除の要件

仕入税額控除の要件について、法 30 条７項では次のように定められています。

> 第１項［筆者注：仕入税額控除］の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。以下略。

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として帳簿及び適格請求書等（以下「インボイス」という。）の保存が必要であり、インボイスの保存がない場合には、その課税仕入れ等について仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、「請求書等の交付を受けることが困難である場合……については、帳簿」とされており、帳簿の保存のみで仕入税額控除が受けられる場合があります。

２．帳簿の保存のみでよい場合（インボイス QA 問 110 参照）

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、インボイスの交付義務が免除される３万円未満の公共交通機関による旅客の運送などについては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（消法 30⑦、消令 49①、消規 15 の４）。この、帳簿のみの保存により仕入税額控除の規定の適用を受けられる取引に、令和８年９月１日以後行われる特定金属くずの購入が含まれることになりました。

図表 6　帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

①	適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の公共交通機関による旅客の運送
②	適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
③	古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
④	質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
⑤	宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
⑥	特定金属くず買受業の届出を行っている事業者の適格請求書発行事業者でない者からの特定金属くずの購入（令和８年９月１日以後に行われるものに限ります。）
⑦	適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（⑥の特定金属くずに該当するものを除きます。）の購入
⑧	適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
⑨	適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストにより差し出されたものに限ります。）
⑩	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

３．特定金属くず特例（令和８年９月１日施行）

（１）特定金属くず買受業の届出制度

金属盗対策法(盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律､令和７年法律第 75 号)が令和８年６月１日に施行されたことに伴い､特定金属くず買受業を営もうとする者は､営業所ごとに､氏名､住所等をその営業所を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされました｡この法律は､特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等により、特定金属製物品の窃取の防止に資することを目的としています（金属盗対策法１条)。

（２）特定金属くず買受業を営む者の義務

特定金属くず買受業を営む者には､買受の相手方の本人特定事項(自然人である場合には①氏名、②住居、③生年月日、法人である場合には①名称、②本店又は主たる事務所の所在地）の確認（以下「本人確認」という）を行うこととされており、本人確認を行った場合には、直ちに本人確認記録および取引記録を作成し、買受の行われた日から 3 年間保存しなければならないこととされています（金属盗対策法７、８、９条)。

（３）消費税法上の取扱い

（ａ）帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能

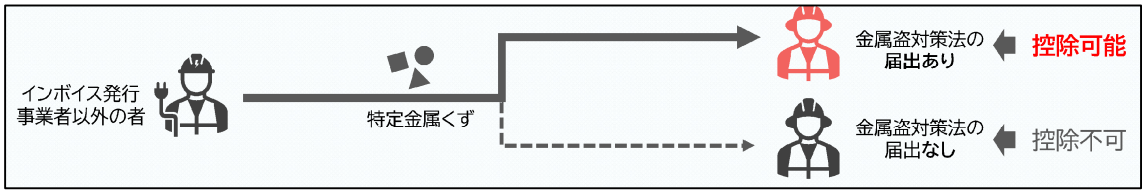
特定金属くず買受業を営む者の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者以外の者から特定金属くず（特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限る）を購入する場合には、古物商等の古物の買取り等をする場合と同様に、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることが困難な場合として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（令和８年政令第 96 号改正後の消令 49①一ハ⑸）。すなわち、インボイスの保存なしに仕入れ税額控除を受けることができます。なお、この取扱いは、令和８年９月１日以後に行われるものについて適用されます。

（ｂ）帳簿の記載事項

一般的に記載が必要とされる①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容、④課税仕入れに係る支払対価の額に加え、⑤帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨（例えば、「特定金属くず」と記載）、⑥仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が必要とされます。

ただし、⑥については、本人確認記録を課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から７年間保存する場合には、記載の必要はなく、また、本人確認記録を作成しない場合であっても、取引記録に記録された事項から、買受けの相手方の本人特定事項が確認できる場合には、当該取引記録の保存に代えることが可能とされています（インボイスＱ＆Ａ問 110 参照）。金属盗対策法による保存期間は、買受の日から３年間とされるため、上記の取扱いを受けるため、７年間にわたり保存することについて注意を促す必要があります。

図表 7　特定金属くず特例の創設



（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「令和８年度税制改正特集」［最終確認日 2026 年 8 月 23 日］。

III　適格請求書等保存方式の経過措置

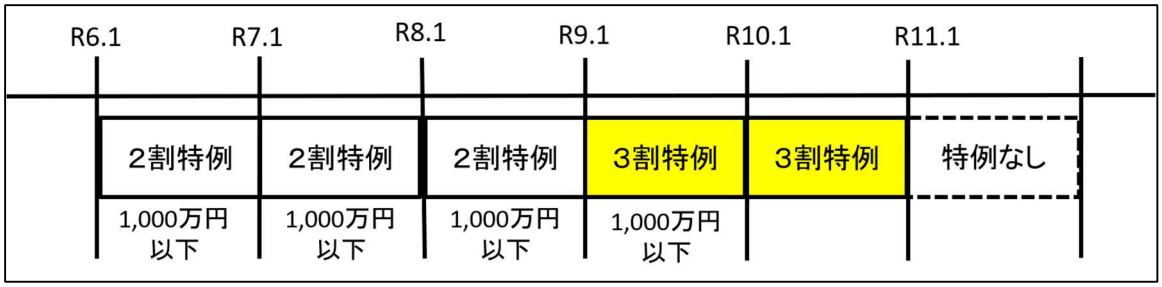
１．２割特例・３割特例

インボイス発行事業者にならなければ消費税の納税義務が免除されることとなる事業者について、２割特例が適用されてきました。２割特例は、次のように変わります。

（1）個人事業者

令和５年分から令和８年分までは２割特例が適用され、令和９年分と令和10年分は３割特例が適用されます。

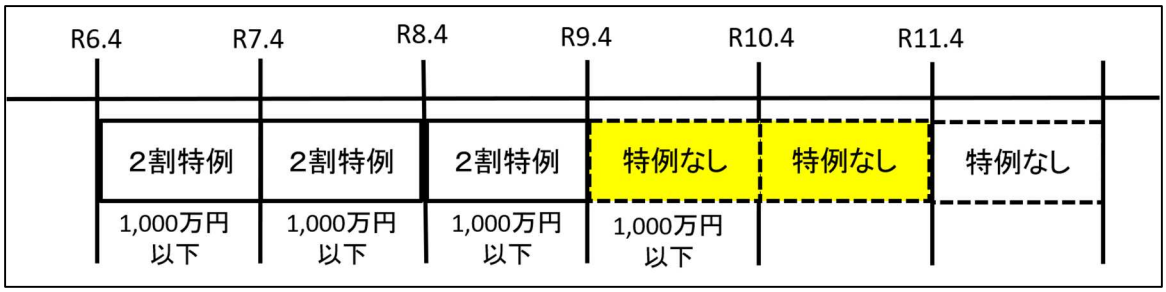
図表 8　個人事業者の例



（2）法人

令和８年９月30日までの日の属する各課税期間について２割特例が適用されます。この課税期間後の課税期間について３割特例の適用はありません。

図表 9　法人の例



（3）消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期（インボイス Q&A 問 117）

２割特例、3 割特例の適用が受けられない場合には、簡易課税制度の適用を受けることを検討することになります。簡易課税制度の適用を受けるためには、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、この提出時期についての経過措置が改正されました。

改正法附則 51 条の 2 第 6 項（２割特例の適用を受けた翌課税期間）

> **第一項の規定［筆者注：2 割特例］の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間（以下この項において「特例対象課税期間」という。）に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該特例対象課税期間について同法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該特例対象課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。**

改正法附則 51 条の 3 第 5 項（3 割特例の適用を受けた翌課税期間）

> **第一項の規定［筆者注：3 割特例］の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間（以下この項において「特例対象課税期間」という。）に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該特例対象課税期間について同法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該特例対象課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。**

図表 10　簡易課税の場合におけるみなし仕入率

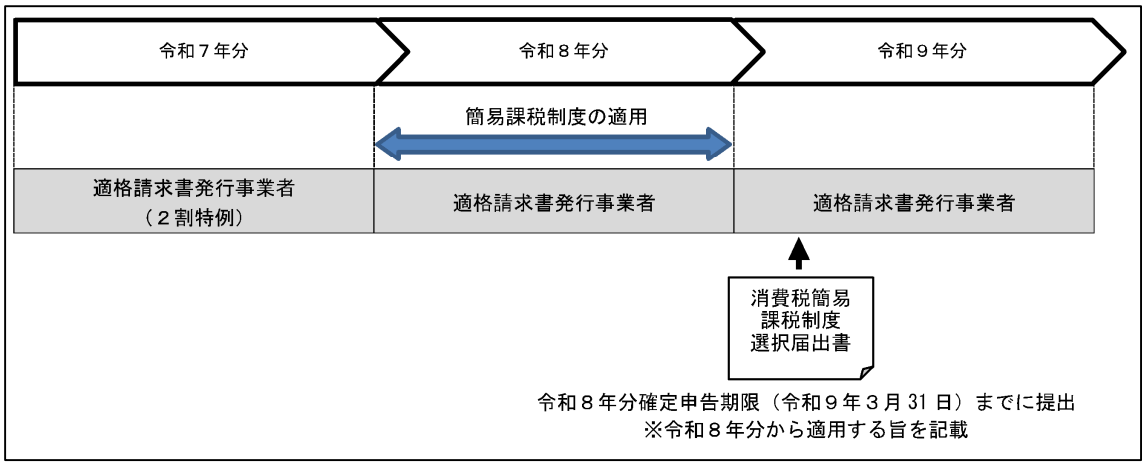
事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業に限る））	80%
第3種事業（農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業）	70%
第4種事業（第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業）	60%
第5種事業（運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当するものを除く））	50%
第6種事業（不動産業）	40%

（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「令和８年度税制改正特集」［最終確認日：2026 年 8 月 23 日］。

（例１）改正後の経過措置が適用される場合

個人事業者が２割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間（令和８年 10 月１日以後に終了する課税期間）において簡易課税制度の適用を受けるとき

図表 11　改正後の経過措置が適用される例

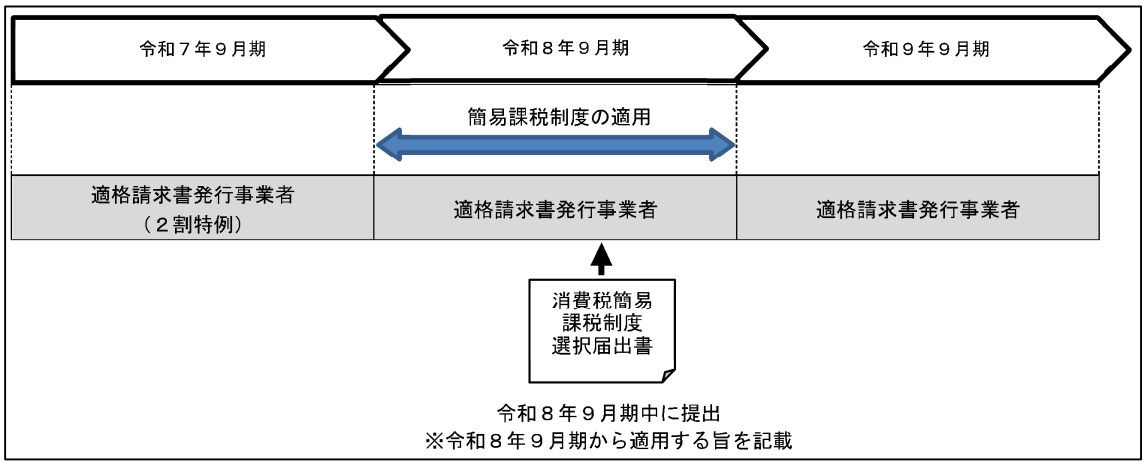


（出典）インボイス Q&A 問 117［最終確認日：2026 年 8 月 17 日］。

（例 2）改正前の経過措置が適用される場合

法人（９月決算）が令和７年９月期において２割特例の適用を受けた場合において、その翌課税期間（令和８年９月 30 日以前に終了する課税期間）から簡易課税制度の適用を受けるとき

図表 12　改正前の経過措置が適用される例

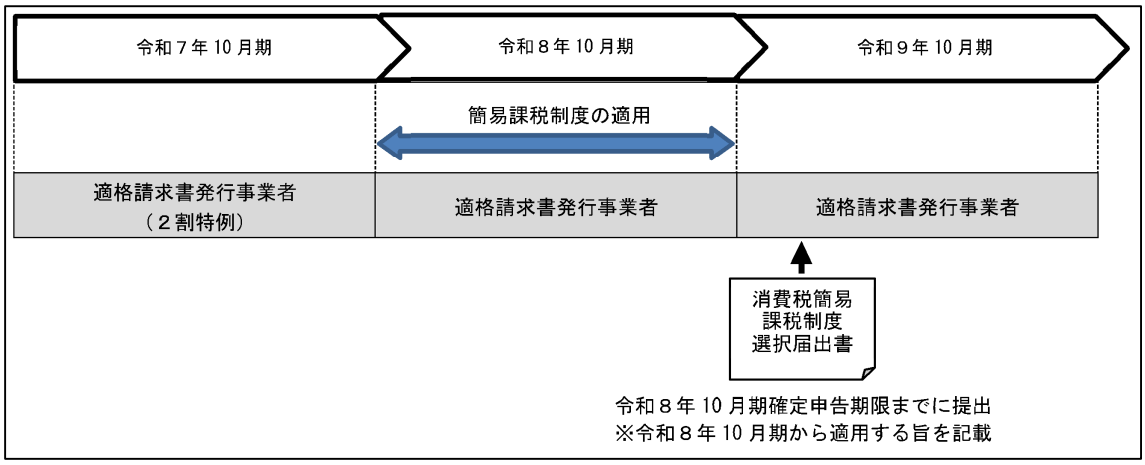


（出典）インボイス Q&A 問 117［最終確認日：2026 年 8 月 17 日］。

（例 3）改正後の経過措置が適用される場合

法人（10 月決算）が令和７年 10 月期において２割特例の適用を受けた場合において、その翌課税期間（令和８年 10 月１日以降に終了する課税期間）から簡易課税制度の適用を受けるとき

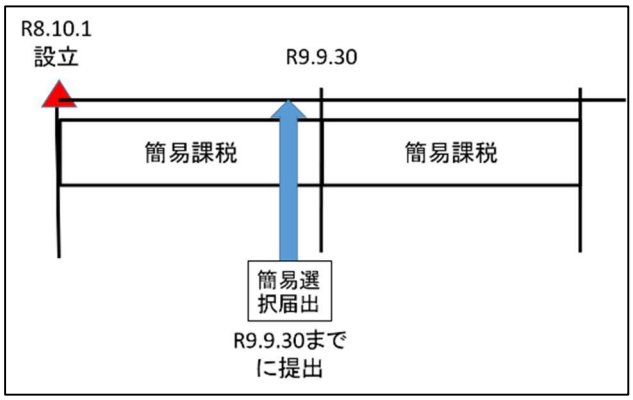
図表 13　改正後の経過措置が適用される例



（出典）インボイス Q&A 問 117［最終確認日：2026 年 8 月 17 日］。

（例 4）3 割特例の適用がないため、簡易課税選択届出書の提出時期の特例が適用されない場合

図表 14　令和 8 年 10 月 1 日に設立した 9 月決算法人の例



インボイス発行事業者の登録が必要であれば、設立日から登録し課税事業者となります。簡易課税の適用を受けるのであれば、令和 9 年 9 月 30 日までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要となります。（法 37①カッコ書き）

２．８割控除（７・５・３割控除）

（1）概要

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができないこととされています（消法 30⑦）。

ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（平成 28 年改正法附則 52、53）。

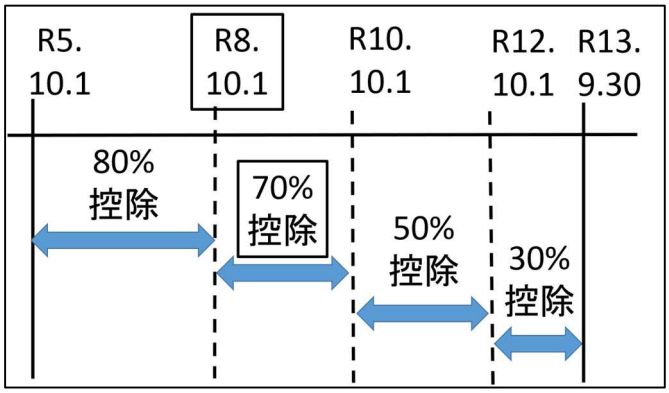
なお、この取扱いの適用を受けるためには、「区分記載請求書等」の保存が必要です。

（2）改正内容

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を２年間延長した上で、以下のように控除割合が段階的に引き下げられることとされました（図表１、図表２参照）。この経過措置は、その控除割合から「８割控除」「７割控除」などといわれています。

図表 15　控除期間と控除割合

期　間		控除割合
令和５年 10 月１日～令和８年９月 30 日	３年間	80%
令和８年 10 月１日～令和 10 年９月 30 日	２年間	70%
令和 10 年 10 月１日～令和 12 年９月 30 日	２年間	50%
令和 12 年 10 月１日～令和 13 年９月 30 日	１年間	30%



（3）課税仕入れの時期

この経過措置は、課税期間の途中であっても、令和８年 10 月１日を境に控除割合が異なることとなります。その集計は、会計ソフトに任せることになりますが、その判断は、「課税仕入れの時期」により行うことになるので、その判断方法について確認しましょう。

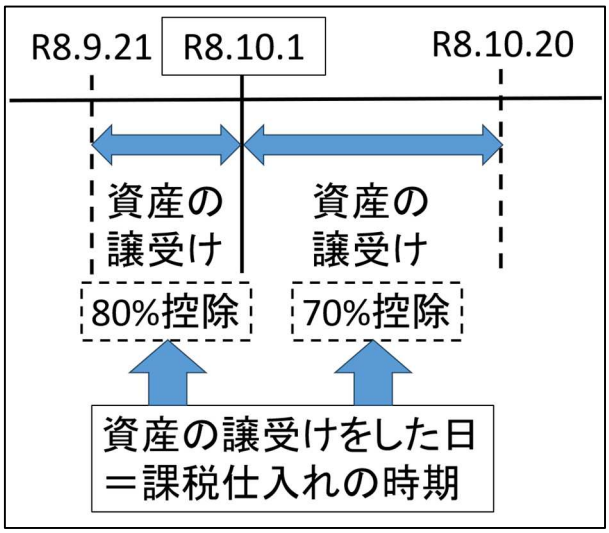
（ａ）課税仕入れの時期の原則

課税仕入れの時期は、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日とされている（消基通 11－３－１）。資産の譲受けの場合と役務の提供の場合に分けてみてみましょう。

① 資産の譲受けの場合

資産の譲受けの場合において、課税仕入れの時期は、資産の譲受けをした日とされ、棚卸資産の譲受けの場合にはその引渡しを受けた日とされます（消基通 11－３－１、同９－１－１、および同９－１－２）。したがって、令和８年９月（９月１日～30 日仕入れ）分を 10 月に支払った場合については、課税仕入れの時期は令和８年９月であるため、控除割合は 80%となります。発生基準で記帳しているのであれば、問題ないと思われますが、支払日基準で記帳している場合には、注意を要します。すなわち、支払日の 10 月の日付で記帳すると、会計ソフトは、控除割合を 70%と判断してしまうため、手作業により控除割合を 80%とする対応が求められます。20 日締めの場合には、さらに注意が必要です。令和８年 10 月（９月 21 日～10 月 20 日仕入れ）分を例にすれば、９月 21 日～30 日仕入れ分の控除割合は 80%であり、10 月１日～20 日仕入れ分の控除割合は 70%であるため、請求明細書を確認して、区分して記帳する必要が生じます（図表３参照）。

図表 16　資産の譲受けの場合



② 役務の提供の場合

役務の提供の場合の課税仕入れの時期は、その約した役務の全部を完了した日とされます（消基通 11－３－１、および同９－１－５）。したがって、契約期間で判断することに留意しましょう。問 113－３で確認します。

（令和８年 10 月１日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用）

問 113-3　当社は免税事業者と取引を行っています。例えば、令和８年９月 21 日から提供を受けている役務について同年 10 月 20 日に完了し、同月 31 日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と 70%のどちらの割合を用いて計算すればよいでしょうか。また、役務の提供ではなく、商品の仕入れである場合はどうなりますか。【令和８年４月追加】

【答】（前半略）

本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断することとなります。

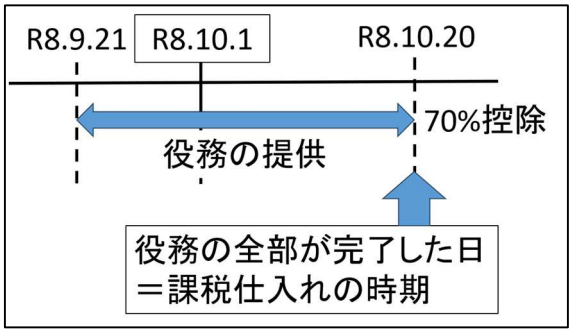
役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。したがって、ご質問の場合、令和８年 10 月 20 日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、仕入税額相当額の 70%の割合を用いて計算することとなります。（以下省略）

解説

本問は、適格請求書発行事業者以外の者から継続的な役務の提供を受ける場合において、令和 8 年 10 月 1 日をまたぐ期間の課税仕入れ等の税額について、80%と 70%のどちらの控除率が適用されるかについて問うものです。

この点につき「本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断する」と回答しています。役務の提供を受けた場合の「課税仕入れの時期」については、その約した役務の提供の全部が完了した日とされていることから、本問の場合における「課税仕入れの時期」は、役務の全部の提供が完了する令和 8 年 10 月 20 日であるため、控除率 70%を適用して計算することとなります。（図表３参照）

図表 17　役務の提供の場合



（ｂ）短期前払費用の場合

法人税の計算上、短期前払費用として処理した場合の経過措置の適用関係はどのようになるでしょうか。インボイスＱ＆Ａ問 113－４で確認しましょう。

短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用

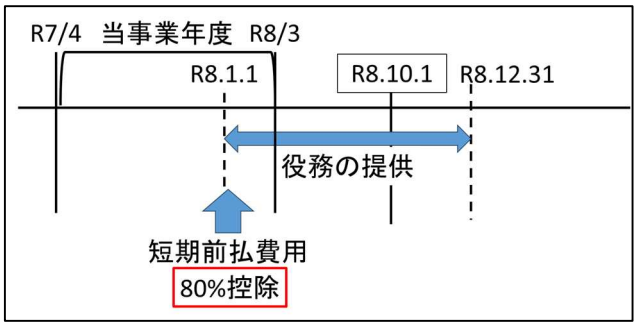
当社は、３月決算法人です。取引先との保守契約に基づき、毎年１月にその年１年間分（１月から 12 月分）の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は適格請求書発行事業者ではないのですが、令和８年３月期の消費税の確定申告において、令和８年１月に支払う令和８年１月から 12 月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の 80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができますか。

法人が、前払費用の額でその支払った日から １ 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、損金算入が認められることとされています（法基通２－２－14）。この取扱いを受けている場合には、消費税の計算においても、この取扱いの適用を受ける前払費用に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととされます（消基通 11－３－８）。

適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った短期前払費用について、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができるものとされます。本問の場合においては、令和８年１月に課税仕入れをしたものとされるため、80%の控除率を適用して計算することができます（図表５参照）。

なお、この取扱いの適用を受けた短期前払費用の金額が契約変更等により変動した場合には、変動が生じた課税期間における課税仕入れにかかる消費税額に加算又は減算することとなりますが、この場合には当初の申告時に適用を受けた控除率により加算又は減算することになる点についても言及しています（インボイスＱ＆Ａ問 96 参照）。

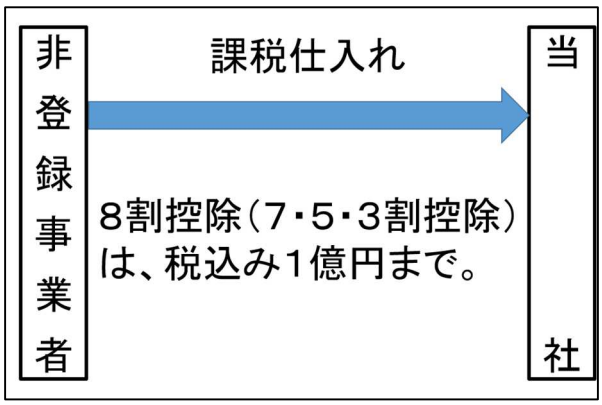
図表 18　短期前払費用の場合



（4）控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者から行うこの経過措置（８割控除および７・５・３割控除）の対象となる課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で課税期間に応じた一定の金額を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置は適用されないこととされています。この控除限度額が、税込み 10 億円から税込み１億円に引き下げられます。なおこの改正は、令和８年 10 月１日以後に開始する課税期間から適用されます（平成 28 年改正法附則 52）。

図表 19　控除限度額の見直し



Ⅳ　輸出物品販売場免税

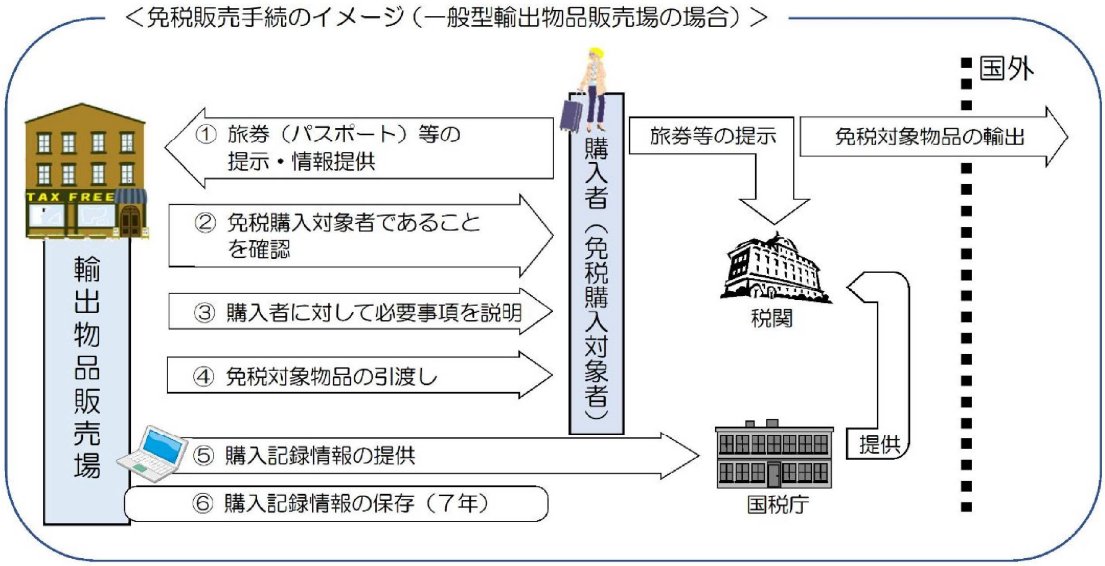
１．現行制度

事業者が免税購入対象者に免税で販売します。免税で購入した者が免税で購入した後、国内で売却するなど不正な行為が問題とされていました。

消費税法８条（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

> 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義）に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条まで（上陸の許可）に規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行つた場合（政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。（下線筆者）

図表 20　現行制度のイメージ



（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「輸出物品販売場制度について（令和７年５月改訂）」［最終確認日：2026 年８月 17 日］。

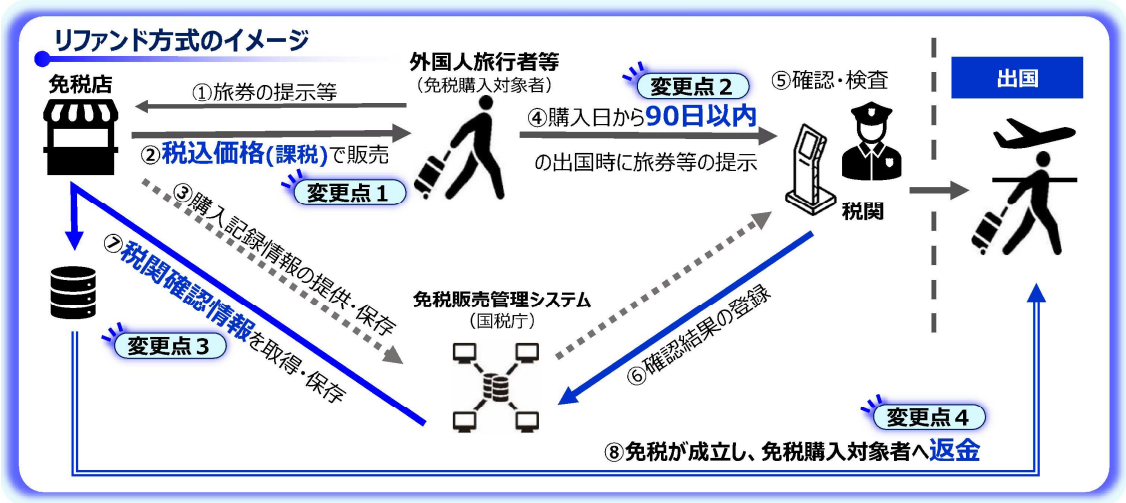
２．改正後（リファンド方式）

事業者は、免税購入対象者に課税で販売した後、税関長の確認を受けたとき、消費税額相当分を返金します。

消費税法８条（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義）に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条まで（上陸の許可）に規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）に対し、輸出するため政令で定める方法により購入される物品（消費税に関する不正の目的をもつて購入されるおそれが高い物品として財務省令で定めるもの及び当該購入される物品の譲渡が第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる場合における当該物品を除く。以下この条において「免税対象物品」という。）の譲渡を行つた場合（その免税購入対象者に対して同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する免税対象物品に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となる場合に限る。）であつて、当該免税購入対象者が、政令で定めるところにより当該免税対象物品を輸出することにつき税関長の確認を受けたとき（その購入した日から九十日以内に確認を受けた場合に限る。）は、当該免税対象物品の譲渡については、消費税を免除する。（下線筆者）

図表 21　リファンド方式のイメージ



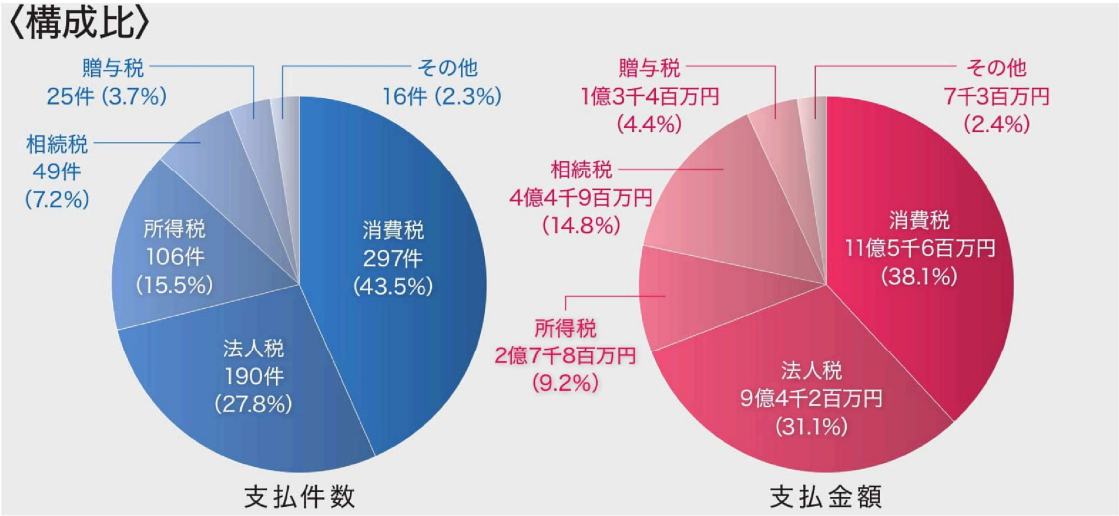
（出典）国税庁ウエブページ掲載リーフレット「輸出物品販売場制度は令和 8 年 11 月からリファンド方式に移行します（令和 7 年 4 月）」［最終確認日：2026 年 8 月 17 日］。

Ⅴ　税理士賠償保険事故事例

（１） 消費税の事故事例件数推移

図表 23 は、株式会社日税連保険サービスが毎年発行している「税理士職業賠償責任保険事故事例」に「税目別内訳と主な事故原因」として掲載されている消費税の事故件数を筆者が集計したものです。上位三位までを「届出書失念」が占めており、簡易課税に係るものが全体の半数以上となっています。以下では、2024 年度版に収録された事故事例について紹介します。

図表 22　2024 年度税目別支払件数と支払額



（出典）株式会社日税連保険サービス「税理士職業賠償責任保険事故事例」

図表 23　事故原因別件数

事故原因		2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	合計	順位
届出書提出失念	簡易課税制度選択不適用届出書	101	113	75	88	89	81	547	1
届出書提出失念	簡易課税制度選択届出書	48	44	37	52	43	44	268	2
届出書提出失念	課税事業者選択届出書	40	38	35	38	38	40	229	3
誤選択	一括比例配分方式／個別対応方式	17	26	30	24	26	23	146	4
誤選択	簡易課税／原則課税	15	17	18	17	12	15	94	5
届出書提出失念	課税事業者選択不適用届出書	12	6	11	15	5	8	57	6
誤選択	免税事業者／課税事業者	11	5	4	6	9	6	41	7
課税／非課税売上げの計上誤り		13	9	4				26	8
課税事業者選択不適用届出書の誤認提出			7	1				8	9
その他		40	43	26	42	39	35	225	ー
合計		297	308	241	282	261	252	1641	ー

（出典）株式会社日税連保険サービス「税理士職業賠償責任保険事故事例」をもとに筆者が集計し作表しました。

（２） 事故事例１（インボイス登録申請書）

「適格請求書発行事業者登録申請書の記載誤りにより、過大納付消費税額が発生した事例」

〈事故の概要〉

税理士は、令和 5 年 11 月、令和 5 年末から新たに事業を開始予定の依頼者（個人）から、事前に店舗を取得する相談を受けた際、適格請求書発行事業者となれば消費税は還付されると依頼者へ説明し、店舗を取得した翌課税期間である令和 6 年 1 月 1 日を登録希望日とする適格請求書発行事業者登録申請書を提出した。

令和 6 年 2 月、店舗を取得した令和 5 年分の消費税還付申告書の提出準備中、登録希望日を令和 6 年 1 月 1 日と記載した適格請求書発行事業者登録申請書を提出していたため、令和 5 年分は消費税免税事業者となり、還付申告は不可となることが判明した。

これにより発生した令和 5 年分の店舗取得に係る過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈事故発覚の経緯〉

税理士が参加した所得税確定申告に係る勉強会において、消費税の還付手続きの解説を受け、還付申告が不可となることに気が付き、過誤が発覚した。

〈事故の原因〉

免税事業者が設備投資等を理由に還付申告を目的として消費税の申告を行うためには課税事業者選択届出書を提出することが原則だが、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中においては、適格請求書発行事業者登録申請書に登録希望日を記載することで登録希望日から課税事業者となり、課税事業者選択届出書の提出は不要である。

税理士は、適格請求書発行事業者登録申請書の提出により課税事業者となることは承知していたが、登録希望日を店舗を取得した翌課税期間の開始日としたことから、店舗を取得した課税期間は免税事業者となってしまったため。

〈税賠保険における判断〉

本件は、課税事業者選択届出書を事業を開始した令和 5 年 12 月 31 日までに提出するか、適格請求書発行事業者登録申請書に記載する登録希望日を店舗取得日以前とすることで還付申告は可能であったが、誤った認識により適正な登録希望日を記載しなかったことは税理士に責任ありと判断された。

〈支払保険金〉

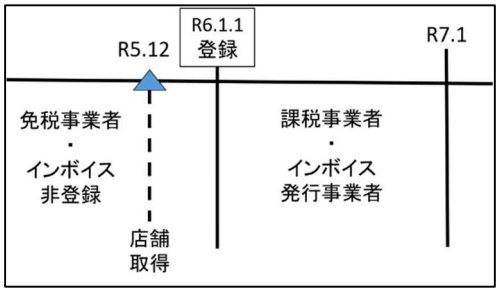
過大納付消費税額約 800 万円から税効果による回復額約 150 万円を差し引いた約 650 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 620 万円が保険金として支払われた。

（出典）株式会社日税連保険サービス「2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日税理士職業賠償責任保険事故事例」7 頁。

【筆者コメント】

消費税の還付を受けるために課税事業者となるには、「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となる方法と「インボイス発行事業者」の登録をする方法があります。法９条７項（調整対象固定資産を取得した場合の３年縛り）の規定の適用を避けるために、「インボイス発行事業者」の登録をする方法によることは、合理的な判断だと考えられます。この事例においてなぜ登録希望日を店舗を取得した翌年としたのかが疑問です。

図表 24　事故事例１



【検討 1】例えば、令和５年 12 月 25 日を登録希望日とする登録申請書はいつまでに提出する必要がありますか。

◇　令和５年 12 月 10 日までに提出する必要があります。

【検討 2】では、登録申請書の提出期限を過ぎてしまった場合に取るべき方法はありますか。

◇　令和５年 12 月 31 日までに「消費税課税選択届出書」を提出する。令和５年に事業を開始した場合において、その課税期間の末日までに、その課税期間を適用開始課税期間として記載した「消費税課税事業者選択届出書」を提出したときは、その課税期間から課税事業者とされます。

【検討 3】消費税法における事業を開始した日とは、いつですか。

◇　消費税法施行令 20 条１項

> 法第九条第四項に規定する政令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。
> 一　事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間（以下略）

◇　広島地裁令和７年３月 17 日判決 TAINS888-2779

> 消費税法９条４項は、括弧書において、「国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」（施行令２０条１号）に課税事業者選択届出書を提出した場合には、当該提出日の属する課税期間以後課税事業者となる道を開くことで、開業準備資金の投下に伴う還付金を受けることができるようにしたものと解される。以上のような消費税法９条４項、なかんずく括弧書の趣旨に鑑みれば、開業準備資金を投下した日の属する課税期間が「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」と考えるのが相当、逆に言えば、施行令２０条１号が規定する「課税資産の譲渡等に係る事業」には、課税資産の譲渡等そのもののみならず、課税資産の譲渡等を開始するために必要な、資金投下を伴う準備行為も含まれると解するべきである。

（３） 事故事例２（簡易不適用提出失念・過去の届出を未確認）

「消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念により、過大納付消費税額が発生した事例」

〈事故の概要〉

税理士は、令和６年３月、依頼者法人から法人の解散の相談を受けた。解散に際して収入より費用のほうが過大であることが見込まれることから、消費税の還付を受けるため、税理士は、令和６年３月に消費税課税事業者選択届出書を提出した。

令和６年９月、解散事業年度である令和６年７月期の消費税申告を原則課税により行ったところ、過去に消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていることが発覚した。これにより原則課税による還付は受けられず、発生した過大納付消費税額と原則課税による還付見込消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

〈事故の経緯〉

令和６年７月期の消費税申告書提出後、税務署より消費税簡易課税制度選択届出書が提出されているため還付不可である旨の連絡があったことにより発覚した。

〈事故の原因〉

税理士は、令和６年３月の解散の相談のタイミングで依頼者法人と顧問契約を締結している。過去の届出書提出状況を知らないことから、消費税課税事業者選択届出書の提出にあたり、過去の提出履歴を確認すべきところ、その確認を失念したため。

〈税賠保険における判断〉

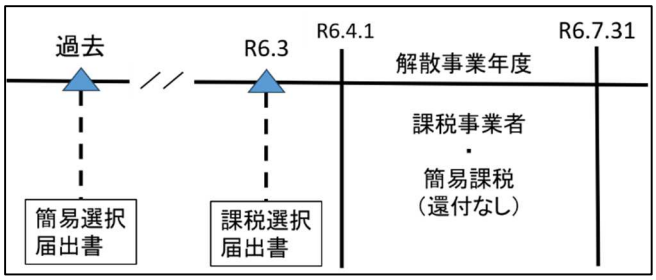
過去の届出書等の提出履歴を確認し、消費税課税事業者選択届出書と共に消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していれば消費税の還付を受けられたことから、その提出を失念したことは税理士に責任ありと判断された。

〈支払保険金〉

過大納付消費税額及び原則課税を適用していた場合の還付見込消費税額約 260 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 230 万円が保険金として支払われた。

（出典）株式会社日税連保険サービス「2024 年７月１日～2025 年６月 30 日税理士職業賠償責任保険事故事例」8 頁。

図表 25　事故事例２



【筆者コメント】

消費税の還付を受けるためには、その課税期間において①課税事業者であることと②原則課税であることが条件となります。解散事業年度からの関与ということで、まさか簡易課税を選択しているとは思っていなかったというのが本音だと思います。しかし、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である場合には、消費税簡易課税制度選択届出書が提出されているか否かについて確認すべきだと考えます。

〈検討〉　過去の届出の状況を確認するには、どうすればいいでしょうか。

〈答〉　申告書等閲覧サービスを利用する。申告書等閲覧サービスは、税理士が代理人として利用できます。また、届出書を写真撮影することができます。

図表 26　申告書等閲覧申請書様式

（様式１－１）

収受日付印

申告書等閲覧申請書

令和　　年　　月　　日

税務署長

（閲覧申請者）
住所又は居所
ふりがな
氏名
電話番号　　（　　）
納税者との関係

下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。

記

太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的	□　申告書の作成に必要なため □　過去に提出した申告書等の提出事実・提出年月日の確認をするため □　申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため （注）上記以外の目的（金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等）で閲覧することはできません。	
申告書等に記載された住所・氏名等	住所（居所）又は所在地	□申請者と同じ
	ふりがな 氏名（名称）	□申請者と同じ （生年月日）　．　．
閲覧対象書類	税目等及び閲覧する申告書等の事業年度等	□所得税　令和　年分～令和　年分 □法人税　令和　年　月期分～令和　年　月期分 □消費税　令和　年（　月期）分～令和　年（　月期）分 □相続税　令和　年　月　日（提出・相続開始） □贈与税　令和　年分～令和　年分 □その他（　　）令和　年　月　日～令和　年　月　日
	対象書類	□確定申告書　□修正申告書　□その他の申告書〔　　〕 □青色申告決算書・収支内訳書　□申請書等　□添付書類　□そ の 他 〔具体的な書類名　　〕
写真撮影の希望	□　次の事項に同意した上で、写真撮影を希望する □ 撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること （使用する機器：□デジタルカメラ　□スマートフォン　□タブレット　□携帯電話　□その他（　　）） □ 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は署員の指示に従い消去すること □ 撮影した写真は上記の「閲覧目的」以外で利用しないこと	

【税務署整理欄】

申請者本人確認	□運転免許証　□健康保険等の資格確認書　□個人番号カード　□住民基本台帳カード（住所が記載されているもの） □在留カード、特別永住者証明書　□その他（　　）						
	本人確認書類識別番号（個人番号、基礎年金番号及び被保険者等番号等を除く。）						
代理権限の確認	代理人の区分	□配偶者・４親等以内の親族　□納税管理人　□税理士・弁護士・行政書士 □法人の役員・従業員　□法定代理人（□未成年　□成年）					
	確認書類	□委任状（実印（届出印）が押印されたもの）　□印鑑証明（署名証明）　□税務代理権限証書					
		□戸籍謄（抄）本又は住民票の写し　□納税管理人の届出書　□税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票　□社員証　□その他（　　）					
相続人の確認	□戸籍謄(抄)本(法定相続情報一覧図)　□委任状（実印(届出印)が押印されたもの）　□印鑑証明(署名証明)						
管理運営部門			申告書等保有部門				マスキング：要　・　否
窓口処理			閲覧文書		返却確認		写真撮影：有　・　無 □ 撮影後の写真確認 撮り直し：有　・　無
受付番号	処理日	窓口担当者	担当統括官	担当者	担当統括官	担当者	
	・　・						
整理番号			文書枚数：　枚 綴		個人番号の記載： 有　・　無		（備考）

（4）事故事例 3（簡易不適用提出失念・過去の届出を失念）

「消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念により、過大納付消費税額が発生した事例」

〈事故の概要〉

税理士は平成 26 年に依頼者と関与を開始した際、消費税納税額のシミュレーションの結果、簡易課税が有利であったため、同年適用開始の消費税簡易課税制度選択届出書を提出した。令和 4 年 9 月に依頼者から、令和 5 年 1 月に新たに取得する設備に対する補助金の受給決定の報告を受けたため、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出すべきところ、これを失念した、これにより発生した令和 5 年分の還付不能消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈事故発覚の経緯〉

税理士が、令和 5 年 3 月に令和 4 年分の消費税確定申告書を作成している際、簡易課税を適用していることに気が付き、令和 4 年中に提出すべき消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していないことが発覚した。

〈事故の原因〉

税理士は、自ら消費税簡易課税制度選択届出書を提出したにも関わらず、その後、依頼者の基準期間の課税売上高が毎年 5,000 万円を超えていたため、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を検討せずに原則課税にて申告してきたが、コロナ禍に課税売上高が 5,000 万円以下となった際に簡易課税を受けていた事実確認を怠ったため。

依頼者から、新規取得設備に係る補助金申請および受給決定の報告を受けた際、消費税の申告納付の方式については依頼者の各種届出の状況を確認し、然るべき届出書の提出要否を検討する必要があったがそれを怠ったため、

〈税賠保険における判断〉

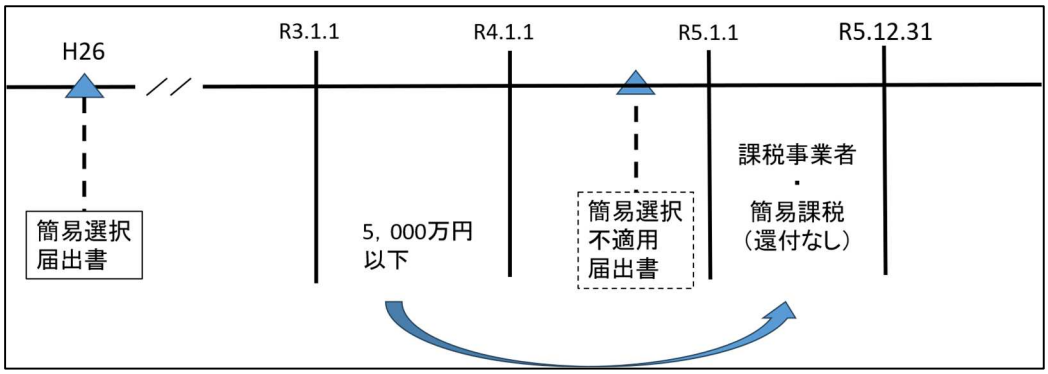
税理士は依頼者から事前に新規取得設備に係る補助金申請および受給決定の報告を受けていたにもかかわらず、基準期間の課税売上高や各種届出状況の確認および消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を検討せず、消費税の還付申告ができなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

〈支払保険金〉

令和 6 年分および令和 7 年分は基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超え原則課税となるため損害期は令和 5 年分のみで確定した。還付不能消費税額約 530 万円から税効果による回復額約 75 万円を差し引いた約 455 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 425 万円が保険金として支払われた。

（出典）株式会社日税連保険サービス「2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日税理士職業賠償責任保険事故事例」9 頁。

図表 27　事故事例 3



【筆者コメント】

事故事例 2 と同様、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下となった段階で簡易課税について検討すべきであったと考えます。開業時から関与しているため、過去の提出書類により確認することができます。

【検討】　事務所内で過去の提出書類について確認することが難しいときに、過去の届出の状況を確認するには、どのようにしたらいいでしょうか。

◇　申告書等閲覧サービスを利用する以外に、メッセージボックスに格納される「お知らせ」を確認する方法が簡便です。ただし、当課税期間が免税事業者である場合には、消費税申告のお知らせが通知されません。

図表 28　「消費税の確定申告について」の例

利用者識別番号

簡易課税用

整理番号

業種番号

有限会社

殿

税務署長

令和 7年 7月 1日
令和 8年 6月30日　　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限及び納期限は、その延長が認められる場合を除き、課税期間終了の日の翌日から2か月以内となっていますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。
なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者を除きます。)には、確定申告書を提出する必要はありません。

〜〜

○　消費税及び地方消費税の届出に関する事項【簡易課税用】

・「消費税簡易課税制度選択届出書」の最新提出状況	:提出年月日	令和 6年 6月28日	
・「消費税課税事業者選択届出書」の最新提出状況	:提出年月日	ー	
・「消費税課税期間特例選択届出書」の最新提出状況	:提出年月日	ー	
・ 基準期間の課税売上高	:基準期間	自令和 6年 5月 1日	至令和 6年 6月30日
	:課税売上高(年換算後)		適格請求書発行事業者

（４） 届出書の提出をしていないときのリカバリー方法

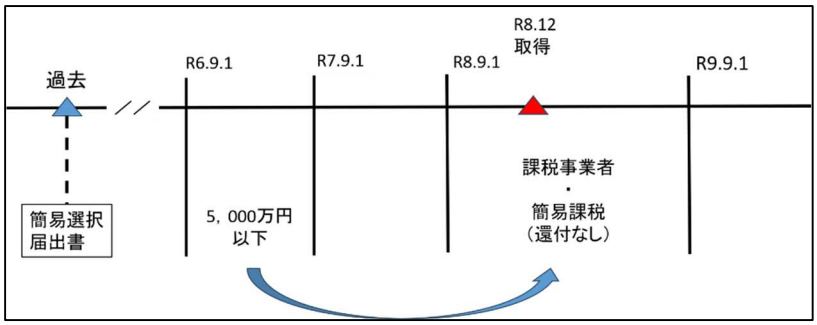
これまで税理士賠償保険事故事例を見てきました。届出の提出を失念すると、予定していた還付金を受領できず不要な納税の必要が生ずる現実を目の当たりにしました。また、設備投資が急に行われたとき、その事実を知らされていなかったときも同様の事態となります。タイミングによっては、リカバリーまたは被害を最小限にすることが可能な場合があります。

還付を受けるための要件は、①課税事業者であること、②簡易課税制度の適用がないことの２つです。設備について課税仕入れをする日が免税事業者である課税期間の場合には①をみたすために「課税事業者選択届出書」を、簡易課税制度が適用される課税期間の場合には②をみたすために「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」をその課税期間の前課税期間の末日までに提出する必要があります。これらの届出書を提出していなくても、リカバリできるのは、まだ設備を受領していない場合です。すでに設備を受領した後では、リカバリーはできません。では、どのように対応したらよいのでしょう。

次の事例で、検討してみましょう。

〈事例〉A 社は、簡易課税制度の適用を受けている 8 月決算法人です。令和 8 年 11 月に新工場を取得することとなりました。この事実が判明したのは 9 月に入ってからでした。原則課税であれば消費税の還付を受けられますが、A 社にはどのような対応が考えられますか。

図表 29　A 社の事例



〈対応策 1〉事業年度変更する。

（１） 決算日を 8 月 31 日から 11 月 30 日に変更します。決算日は株主総会で定款を変更（特別決議が必要です。）することで、変更できます。その後税務署等に異動届を提出します。登記は不要です。

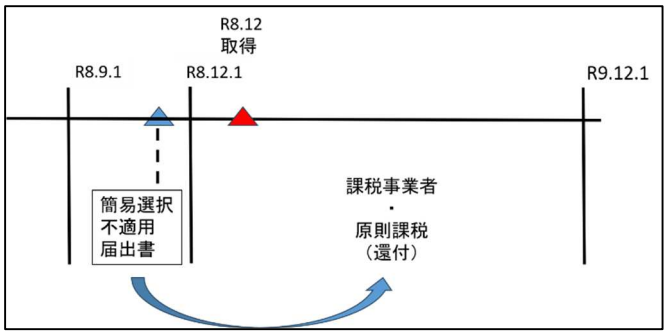
（２） 11 月 30 日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出します。12 月 1 日から原則課税となります。

〈対応策 2〉課税期間を短縮する。

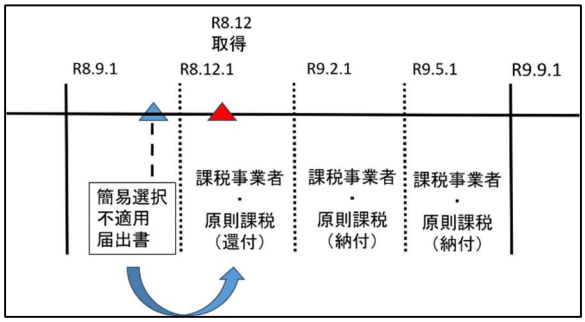
（１） 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を 11 月 30 日までに提出し、課税期間を三月に短縮します。この届出により A 社の課税期間は、9 月 1 日から 11 月 30 日まで、12 月 1 日から 2 月 28 日まで、3 月 1 日から 5 月 31 日まで、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間に短縮されます。

（２） 11 月 30 日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出します。12 月 1 日から原則課税となります。

図表 30　対応策 1



図表 31　対応策 2



〈どちらが良いか〉

〈対応策 1〉の場合、9 月 1 日から 11 月 30 日までの事業年度について、決算および法人税等の申告納付が必要となります。その後は、11 月決算法人として継続することとなります。また、A 社が 8 月決算を希望する場合には、再度事業年度変更して 8 月決算に戻すこととなります。

〈対応策 2〉の場合、決算日に変更はないため、決算および法人税等の申告納付に変更はありません。ただし、消費税の申告納付は 3 月ごと行う必要があり、2 年間継続する必要があります。

それぞれにメリット・デメリットがあります。A 社の希望に沿って対応することになるでしょう。

おわりに

政府・与党は、消費税減税を含む基本方針について９月に大綱を取りまとめるようです。消費減税については賛否あるところですが、令和９年４月から軽減税率は 8%から１%にされることは確定的です。ただ、軽減税率導入時より会計業務や申告実務の対応はしやすいのではないかと考えています。今気がかりなのは、新聞の譲渡に対する適用税率です。軽減税率 8%を残すことはやめてもらいたいというのが本音です。条文の規定ぶりから、消費税法 29 条 1 項 2 号に規定する軽減税率 100 分の 6.24 を時限的に 100 分 0.78 とするのではないかと考えていたところ、新聞は 8%のままとなるという話を聞きました。もういっそのこと、標準税率にしてもらったほうが、心配される財源問題の一助になるのではないでしょうか。また、外食産業、農家の経営についても気になります。先生方はどうお考えになりますか？

講師略歴 2026.08.23 現在
加藤　久也 KATO hisaya
1991 年富山大学理学部卒。91 年～95 年株式会社日立製作所勤務。98 年税理士試験合格。2000 年税理士登録。02 年加藤久也税理士事務所開業（愛知県春日井市）。17～21 年東海税理士会税務研究所研究員、21 年～同研究所副所長。25 年～東海税理士会小牧支部副支部長。
講師歴：98～19 年名古屋大原学園非常勤講師、16 年～名城大学非常勤講師、19 年～愛知淑徳大学非常勤講師。
所属学会：日本税法学会。
著書：『ワークフロー式 消費税[軽減税率]申告書作成の実務』（日本法令、2020 年）共著。
寄稿：税務弘報（中央経済社）、税務 QA（税務研究会）、会計人コース Web（中央経済社）。

←会計人コース Web へのリンクです。

本資料は、研修を受講していただく際に理解の助けとなるように作成されています。他へ配布されると誤解を生ずることがありますので、コピーの配布を禁止しています。